

一時滞在施設災害時拠点強靱化緊急促進事業

首都直下地震等の大規模災害発生時に大量に発生する帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設のハード整備に対する補助事業です。

補助対象施設

区市町村と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等

補助対象要件

- 大規模災害発生時において、帰宅困難者を **100人以上**※¹ 受け入れ、受入に関して所在の **区市町村と協定を締結** すること
 - ※¹ **既存の建築物** を活用する場合にあっては **20人以上**
- 以下のいずれかに該当する区域内で整備されるものであること
 - 都市再生安全確保計画等に位置づけられた地域
 - 国土強靱化地域計画や地域防災計画において帰宅困難者対策が位置づけられた地域
 - その他大規模災害時に多数の帰宅困難者が見込まれることから帰宅困難者対策が必要であると地方公共団体が認める地域
- 耐震性を有すること（新築の場合は、耐震等級2相当）
- 自家用分**（通常時に施設利用する者の分）と **帰宅困難者分** の食料、水等を **3日分備蓄可能な備蓄倉庫** を備えること 等
- 新築の場合は省エネ基準に適合すること

補助率

①民間事業者が主体の場合

②区市町村が主体の場合

帰宅困難者分に係る
掛かり増し費用

自家用分に係る施設
・設備の整備費用

国
(2/3)

都
(1/3)

国
(1/2)

区市
(1/2)

・国等の既存支援制度を活用
・負担割合は各支援制度による

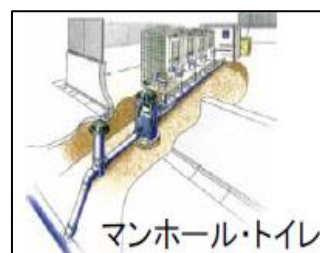
・国等の既存支援制度を活用
・負担割合は各支援制度による

補助対象

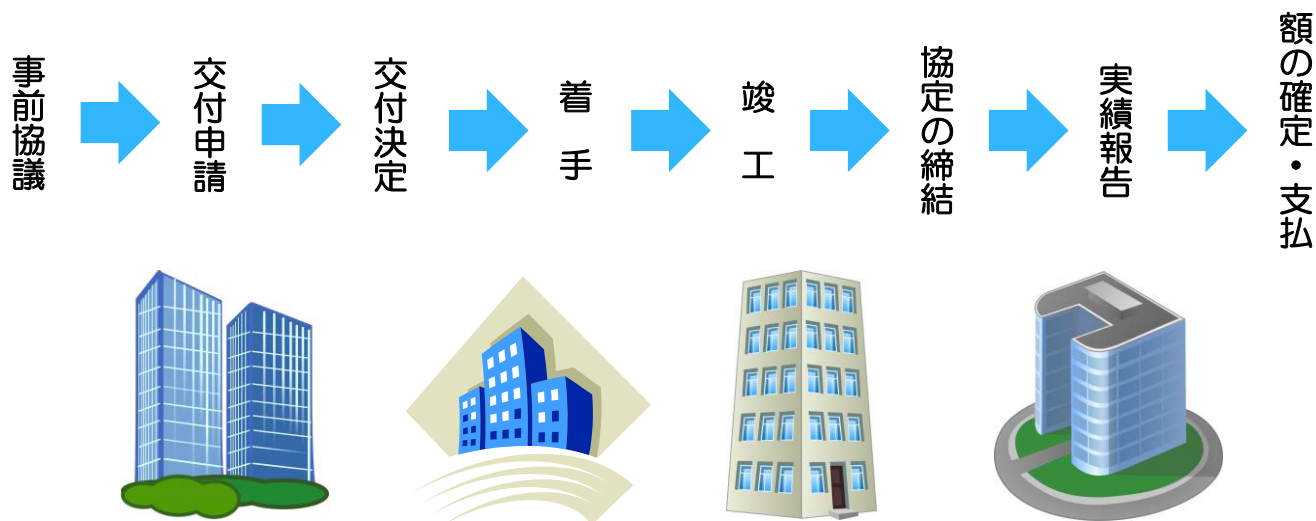
帰宅困難者を受け入れるために **付加的** に必要となる以下の整備※に要する費用（**掛かり増し費用**） ※原則、躯体工事を伴う整備に限る。

- 退避施設（受入スペース）の整備
- 帰宅困難者用の防災備蓄倉庫の整備
- 受入関連設備の整備

⇒ 非常用発電機、給水関連設備、耐震性貯水槽、防災井戸、非常用通信・情報提供施設 等



申請等手続きの基本的な流れ



留意事項

1. 補助金の交付を**複数年**にわたって受けることを予定している場合は、交付申請の前に「全体設計承認」を受ける必要があります。
2. 補助対象事業の着手は、**交付決定通知書の受理日以後**に行う必要があります。
3. **2026年（令和8年）3月31日まで**に着手された事業が補助対象となります。
4. 自家用分（通常時に施設利用する者の分）の整備費用は、補助対象とはなりません。また、新築の場合など、帰宅困難者分と自家用分（通常時に施設利用する者の分）を一体的に整備する場合は、**人数按分**で補助対象額を算出します。
5. 事業の検討に際しては「災害時拠点強靱化緊急促進事業ガイドブック」をご確認ください。
（国土交通省HP）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000045.html
6. 行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する申請等の書類の作成を業として行うことは法律で禁止されています。（法律に別段の定めがある場合を除く。）

一時滞在施設の必要性

災害発生時、人命救助のデッドラインと言われる**72時間**は、救命・救助の妨げとなるため、むやみに移動せず、安全な場所に留まること（**一斉帰宅の抑制**）をお願いしています。

そのため、買い物客や行楽客等の**行き場のない帰宅困難者**を受け入れる「**一時滞在施設**」が必要ですが、その数は、まだまだ不足しています。

- ※ 首都直下地震発生時に想定される行き場のない帰宅困難者数：約66万人
一時滞在施設の確保状況（受入人数）：約47万人分（R7年1月1日時点）

～ 本事業をご活用いただき、帰宅困難者の受入れにご協力をお願いします！ ～

<お問合せ先>東京都 総務局 総合防災部 防災管理課 防災事業推進担当

TEL：03-5388-2485

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1000048/1006430/index.html